

千葉県報

号外
令和5年6月16日

号外第58号

報 葉 千

令和5年6月16日(金曜日)

主 要 目 次

○ 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例施行規則 公安委員会規則	一
○ 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第十六条第一項の規定による協力に関する規則	七

規 則

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例施行規則をここに公布する。
令和五年六月十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第四十四号

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和三年千葉県条例第五十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において用いる用語の意義は、条例の例による。

第三条 飲食店営業者に対する通知

第四条 条例第十四条第一項の規定による通知は、違反者に対する酒類提供に係る通知書（別記第一号様式）により行うものとする。

（飲食店営業者に対する指示）

第五条 条例第十四条第三項に規定する規則で定める場合は、同条第一項の規定による通知を受けた飲食店営業者が条例第七条第一項及び第二項に規定する措置を常態として講じていると認められない場合とする。

第六条 条例第十四条第三項に規定する指示（以下「指示」という。）は、指示書（別記第二号様式）により行うものとする。

（公表の方法）

第七条 条例第十四条第四項の規定による公表（以下「公表」という。）は、次の各号に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

一 指示を受けた飲食店営業者の氏名又は名称

二 指示に係る飲食店の名称及び所在地

三 公表の原因となる事実

（意見を述べる機会の付与）

第六条 知事は、条例第十四条第五項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、公表をしようとする者に対し、意見聴取通知書（別記第三号様式）を送達して行うものとする。

第七条 知事は、条例第十四条第五項の規定により意見を述べる機会を付与する場合において、口頭による意見を聴取することが適当であると認めるときは、口頭による意見を述べる機会を付与するものとする。

第八条 条例第十四条第五項の規定により意見を述べる機会を付与された者（以下「意見陳述者」という。）は、前項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与された場合を除き、知事に対し、意見書（別記第四号様式）を提出して意見を述べるものとする。

第九条 知事は、第一項の規定による送達を行うに当たっては、意見書の提出の期限又は口頭による意見の聴取の日時（以下「聴取日時」という。）までに相当な期間をおくものとする。

第十条 意見陳述者は、意見を述べるに当たっては、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

第十一条 知事は、意見陳述者が、意見書の提出の期限までに当該意見書の提出をせず、又は聴取日時に出頭しないときは、意見がないものとして取り扱うものとする。

（聴取日時等の変更）

第十二条 前条第二項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与された者（以下「口頭意見者」という。）は、病气その他のやむを得ない理由があるときは、知事に対し、日時等変更申出書（別記第五号様式）により、聴取日時又は場所（以下「聴取日時等」という。）の変更を申し出ることができる。

第十三条 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、聴取日時等を変更することができる。

第十四条 知事は、前項の規定により聴取日時等を変更したとき、又は第一項の規定による申出を受けた場合において聴取日時等を変更しないときは、速やかに、日時等決定通知書（別記第六号様式）を送達して口頭意見者に通知するものとする。

（代理人の選任）

第十五条 意見陳述者は、意見を述べる機会に関する一切の行為を行うことができる者として、代理人を選任することができる。

第十六条 意見陳述者は、代理人の資格について、代理人選任届出書（別記第七号様式）を知事に提出して証明しなければならない。

第十七条 意見陳述者は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別記第八号様式）を知事に提出して、その旨を届け出なければならない。

ない。

（揭示命令の方法等）

第九条 条例第十四条第六項の規定による命令（以下「揭示命令」という。）は、揭示命令書（別記第九号様式）により行うものとする。

2 条例第十四条第六項に規定する期間は、三月（揭示命令を受ける飲食店営業者が同条第一項の提供の日前三年以内に揭示命令を受けたことがある場合（これらの揭示命令に係る飲食店が同一である場合に限る。）にあつては、六月）を超えないものとする。

（身分を示す証明書）

第十条 条例第十五条第二項に規定する証明書は、身分証明書（別記第十号様式）とする。

（委任）

第十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和五年六月二十八日から施行する。

別 記

第一号様式（第三条）

違反者に対する酒類提供に係る通知書

第 年 月 日

様

千葉県知事 印

あなたが営業している飲食店において、違反者に対し酒類を提供していたことが判明しましたので、千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第14条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

違反内容	違反・事故の種別		違反者 が飲酒した 日	違反者 が飲酒した 飲食店 の名称	違反者 が飲酒した 飲食店 の所在地	備考
	日	時				
	年	月	日	時	分	

第二号様式（第四条第二項）

指 示 書

第 年 月 日 号

様

千葉県知事 印

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第14条第3項の規定により、下記のとおり指示します。

記

指示に係る 飲食店	名 称	
	所 在 地	
指 示 事 項		
指 示 を す る 理 由		

(教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第三号様式（第六条第一項）

意 見 聴 取 通 知 書

第 年 月 日 号

様

千葉県知事 印

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第14条第5項の規定による意見を述べられる機会を付与しますので、千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

予定される公表の内容	
予定される公表の 原因となる事実	
意見を述べる機会の付与 に関する事務を所掌する 組織の名称及び所在地	

【意見を述べる方法】

意見書の提出

提出の期限	年 月 日まで
提出先	

口頭による意見の聴取

聴取の日時	年 月 日 時 分から
聴取の場所	

第四号様式 (第六条第三項)

意見書

年 月 日

千葉県知事 様

住所名
氏名

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例施行規則第6条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

記

意見聴取通知書の
番号及び日付

第 年 月 日 号

公表の原因となる
事実その他該事実の
内容についての意見

備考

第五号様式 (第七条第一項)

日時等変更申出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所名
氏名

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例施行規則第7条第1項の規定により、下記のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

記

意見聴取通知書の
番号及び日付

第 年 月 日 号

変更の理由

第六号様式（第七条第三項）

日時等決定通知書

第 年 月 日

様

千葉県知事 印

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例施行規則第7条第3項の規定により、下記のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所を決定したので通知します。

記

意見聴取通知書の
番号及び日付 第 年 月 日

【決定事項】

日時又は場所の変更の決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日	時 分	から
	変更後	日時	年 月 日	時 分	から
		場所			

日時又は場所の不変更の決定

変更をしない理由	
----------	--

第七号様式（第八条第二項）

代理人選任届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
氏名

私は、下記の者を代理人として選任し、意見を述べる機会に関する一切の行為を行うことを委任します。

記

意見聴取通知書の 番号及び日付	第 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
選任した者と 代理人の関係	

第八号様式（第八条第三項）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名

下記の者は、代理人としての資格を失ったので、届け出ます。

記

意見聴取通知書の番号及び日付	第 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

第九号様式（第九条第一項）

掲 示 命 令 書

第 年 月 日

様

千葉県知事 閣

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第14条第6項の規定により、下記のとおり同条第3項の規定による指示に係る書面の掲示を命ずる。

記

命令の対象と 命 令 飲 食 と 店 命 令 名 称	名 称	命 令 事 項	命 令 の 期 間	命 令 を す る 理 由
	所在地			
	年 月 日から 年 月 日まで			

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

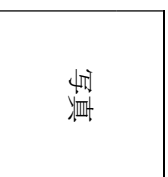
第十号様式(第十条)

(表)

9センチメートル

第 号

身 分 証 明 書



所 属
職 氏名
生年月日

上記の者は、千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第15条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証する。

年 月 日

千葉県知事



(裏)

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例(抜粋)

(立入調査等)

- 第15条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、同条第1項の規定による通知を受けた飲食店営業者に対し、客の飲酒運転を防止するために必要な措置の実施状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、当該飲食店営業者が営む飲食店その他必要な場所に立ち入り、客の飲酒運転を防止するために必要な措置の実施状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

公安委員会規則

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第16条第1項の規定による協力に関する規則をここに公布する。

令和5年6月16日

千葉県公安委員長 羽田 明

千葉県公安委員会規則第8号

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第16条第1項の規定による協力に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例(令和3年千葉県条例第55号。以下「条例」という。)第16条第2項の規定により、同条第1項の規定による公安委員会の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 公安委員会は、条例の施行に必要な限度において、条例第16条第1項の規定による協力を行うものとする。

(公安委員会が提供する条例第13条第1項の通知に係る情報等)

第3条 条例第16条第1項の規定により提供する知事が条例第13条第1項の規定による通知を行う上で必要となる条例第2条第8号に規定する違反者に関する情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 違反に係る車両の自動車登録番号その他これに類する標識の番号
- (3) 違反又は事故の種別
- (4) 違反に係る日時及び場所
- (5) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 条例第16条第1項の規定により提供する知事が条例第14条第1項の規定による通知を行う上で必要となる条例第2条第8号に規定する違反者に関する情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 前項第3号及び第4号に掲げる情報
- (2) 違反に係る飲酒をした日
- (3) 違反に係る飲酒をした飲食店の名称及び所在地
- (4) 前号の飲食店を設けた飲食店営業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

附 則

この規則は、令和5年6月28日から施行する。

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県